

とやま呉西圏域連携就業マッチング支援事業 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

富山県西部6市（高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市）で形成する、とやま呉西圏域（以下「圏域」という。）では、人口減少・少子高齢化社会の進展の中、圏域内企業の労働力確保に向け、求職者と企業とのマッチング機会の創出を推進しており、2028年春卒業予定者をはじめ、2027年春卒業者、転職希望者、UIJ ターン希望者、留学生など、県内外の求職者を対象に、圏域内企業の人材確保を図るため、就業マッチング支援事業を実施する。

本要領は、この事業に係る業務を委託するにあたり、業務実施に必要な技術と経験を有するだけでなく、優れた企画力と実行力を有する事業者を公募型プロポーザルにより選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

とやま呉西圏域連携就業マッチング支援事業業務委託（以下「本事業」という。）

(2) 業務内容

とやま呉西圏域の就業マッチング支援事業業務について、業務委託を行うもの
別紙「とやま呉西圏域連携 就業マッチング支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案限度額

7,080,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザルの参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる事業者は、以下の要件のすべてを満たす法人格を有する民間団体等とする。なお、共同企業体での参加を求めるが、そのすべての構成員が以下の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国及び地方公共団体等において指名停止期間中でないこと。
- (3) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (4) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の未加入及びこれらに係る保険料の滞納が無いこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び

暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

4 スケジュール

本プロポーザルの主な日程は、次のとおりとする。

ただし、高岡市の都合により日程を変更する場合がある。

内容	期間等
募集要領等の公表	令和8年7月28日（火）
質問書の受付期限	令和8年8月6日（木）午後5時
質問書の回答	令和8年8月10日（月）
参加申込書の提出期限	令和8年8月12日（水）午後5時
参加資格確認審査結果通知期限	令和8年8月17日（月）
企画提案書等の提出期限	令和8年8月24日（月）午後5時
審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）	令和8年8月31日（月）（予定）
選定結果の通知	審査後、速やかに
契約締結	令和8年9月中 予定

5 募集要領等の配布

とやま呉西圏域ホームページ及び高岡市ホームページに掲載

（とやま呉西圏域ホームページ <https://toyamagosei.jp/> ）

（高岡市ホームページ <https://www.city.takaoka.toyama.jp/> ）

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加希望の者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

- 提出書類 参加申込書（様式1）
企業概要（様式2）
- 提出方法 電子メールにて、高岡市商業雇用課へ提出
- 提出先 shogyo@city.takaoka.lg.jp（高岡市商業雇用課メールアドレス）
- 提出期限 令和8年8月12日（水）午後5時まで
- その他 共同企業体での参加を認めるものとし、共同企業体にて本事業に参加する場合は、企業概要においてすべての事業者を記載すること。

なお、参加申込書提出者の参加資格確認審査結果の通知については、参加申込書に記載してあるメールアドレス宛に令和8年8月17日（月）までにEメールにて通知する。

7 企画提案に関する質問受付及び回答

本企画提案に関する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- 提出書類 質問書（様式3）
- 提出方法 上記6と同じ
- 提出先 上記6と同じ
- 提出期限 令和8年8月6日（木）午後5時まで

- (5) 回答方法 質問と回答は高岡市ホームページ上で、令和8年8月10日（月）までに回答

8 企画提案書の提出

次のとおり企画提案に関する書類を提出すること。

- (1) 提出書類 ・企画提案書

- ①目次 (任意様式)
- ②提案事項 (任意様式)
- ③同種・類似業務の実績調書 (様式4)
- ④業務実施体制 (様式5)
- ⑤スケジュール (任意様式)
- ⑥見積書 (任意様式)

※詳細については「提案書作成要領」を参照のこと。

- (2) 提出部数 企画提案書について紙媒体にて各10部（正本1部、副本9部）

※各書類は審査員に配布するため、副本9部については、業者名及び類推可能となる内容の記載は行わないこと。

- (3) 提出方法 持参または簡易書留による郵送

- (4) 提出期限 令和8年8月24日（月）午後5時まで

※郵送の場合も同日必着する。また、持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

- (5) 提出先 とやま呉西圏域連携就業マッチング支援事業

事務局 高岡市産業振興部商業雇用課 宛

〒933-0029 富山県高岡市御旅屋町101（御旅屋セリオ5階）

9 審査及び選定

- (1) 審査実施 令和8年8月31日（月）予定（時間及び会場については別途通知）

本企画提案における審査として、提出された企画提案書等をもとに選考委員会によるヒアリング（プレゼンテーション、質疑応答）を以下のとおり実施する。ヒアリングを実施する時間及び会場は、企画提案書を提出した事業者別に別途通知する。

- ・各企画提案につき40分以内（プレゼンテーション25分、質疑応答15分程度）とする。
- ・プレゼンテーションの際は、自らの名称を明らかにしないこと。
- ・プレゼンテーションの内容は、企画提案書の内容に基づくものとし、資料の追加配付は認めない。
- ・プレゼンテーションでは、企画提案書でイメージをつかむことが難しい点やアピールしたい点を中心に説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は、提案者が用意すること。（プロジェクター、スクリーンは市で用意するが、接続用ケーブルは持参すること。）
- ・説明員の人数は、3人までとする。
- ・なお、応募多数の場合、選考委員会において一次（書類）審査を行い、ヒアリング対象事業者を絞り込む場合がある。

- (2) 審査方法・選定

本企画提案では、選考委員会において提案者が提出した企画提案書等の内容及びプレゼンテ

ーション・ヒアリングの内容について別表を参考に総合的に審査し、点数の最も高い提案者を受託候補者として選定する。受託候補者とするのは、選考委員会の各委員による評価の合計点の平均が 60 点以上の提案者に限る。

提案者が 1 者の場合については、その提案者が受託候補者として適しているか否かを、選定委員会で審査するものとする。ただし、選考委員会の各委員による評価の合計点の平均が 60 点未満の場合は、選定の対象外とする。

別表

評価項目	配点	考え方・着眼点
企画の妥当性	40	事業の目的及び目標を達成するための企画内容
プロモーション方法	30	周知広報に係る媒体及び方法、県外向け情報発信力
企画の実現性	20	実施体制（執行体制、人員配置の妥当性）、スケジュール、これまでの実績
プレゼンテーション	5	提案内容がわかりやすく説得力があるか、質問に対する回答が的確か
経費の妥当性	5	費用の算出根拠が明確かつ適正な価格か

(3) 事業者への結果通知

審査結果は、後日書面で採否のみ通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

(4) 審査結果の公表

審査の結果については、次の内容を高岡市ホームページにおいて公表する。

- ・ 提案者総数
- ・ 契約候補者の名称、所在地、総得点
- ・ 契約候補者以外の提案者の各総得点（社名等は、非公開とする。）

10 参加者の失格

提案者が以下のいずれかに該当した場合は、提案を行うことができなくなり、既に提出された企画提案は無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公正性を害する行為があった場合
- (4) 前号各号に定めるもののほか提案にあたり著しく審議に反する行為があった場合

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、事務局と受託候補者とで提案内容の細部について調整を行い、委託条件を協議のうえ契約を締結する。
- (2) 参加申込後、プロポーザルを辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。

12 問合せ先

とやま呉西圏域連携就業マッチング支援事業

事務局 高岡市産業振興部商業雇用課 担当：竹腰、中川

〒933-0029 富山県高岡市御旅屋町 101（御旅屋セリオ 5 階）

TEL：0766-20-1297 FAX：0766-20-1496

E-mail:shogyo@city.takaoka.lg.jp